

## 第 85 回 国立大学法人新潟大学経営協議会 議事概要

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 29 日（水） 11 時 30 分～12 時 35 分
- 2 場 所 新潟大学中央図書館会議室
- 3 出席者 15 名（高橋学長，濱口委員，大浦委員，高橋均委員，鈴木委員，高比良委員，小田委員，青山委員，石委員，神保委員，高橋道映委員，敦井委員，福田委員，三輪委員，森委員）  
（ほか田代監事，逸見監事がオブザーバー出席）

### 4 議事概要について

第 84 回（平成 29 年 9 月 14 日）の議事概要が確認された。

### 5 審議事項

#### （1）平成 29 年度新潟大学補正予算（第 1 号）について

平成 29 年度新潟大学補正予算（第 1 号）について，資料 1 に基づき審議が行われ，原案のとおり承認された。

〔主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言，■：本学側の発言〕

- ・国の補正予算によるものでなく，大学独自の補正予算ということであるが，大学独自に補正予算を編成するということは，法人化以降，どの国立大学法人でも行っていることなのか。
- ・今回の補正予算の規模は数億円程度であり，大学全体の予算からすればごくわずかな金額であると思うが，学長や執行部の判断で差配し，事後報告という扱いにはできないのか。
- ・法人化以降，各国立大学法人においては補正予算を編成している。
- ・財政状況については，人件費を含め学内の大きな関心事となっているため，補正予算や学長裁量経費に関しても説明責任が求められている。加えて，必要な会議での審議を経ているのかといった，手続き面も問われるようになってきている。
- ・「補正予算（第 1 号）」ということであるが，第 2 号，第 3 号も編成されるのか。
- ・国の補正予算が年明けに編成されると見込んでいる。これにより，例えば施設整備費補助金として概算要求している予算が前倒しで措置された場合，収入増となるため，大学として補正予算を編成することになる。

- ・人件費の問題があり、大学としても無理をお願いしているという認識もあるため、財政面については教職員に対し、透明性をもって対応をしている。
- ・また、学長裁量経費も配分に当たっては、部局に申請を出させて、執行後は報告を求め検証も行うなど透明性を確保している。

## (2) 国立大学法人新潟大学職員就業規則等の一部改正等について

国立大学法人新潟大学職員就業規則等の一部改正等について、資料2に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・「③若年層を中心に抑制された昇給を回復」というのは、「本学独自」なのか、「人勧どおり」なのか。
- ・「人勧どおり」である。
- ・昇給が抑制されたのは平成27年1月1日からであるが、その間の遡及措置は考えていないのか。
- ・人事院勧告においては、遡及措置は行わずに平成30年4月1日から適用することとしているので、本学でもそのように行う。
- ・遡及措置を行わないことについては、職員組合も同意しているのか。
- ・給与を上げることとなり、不利益変更ではないことから理解を得ている。昇給の抑制は全職員に適用されたものだが、財源に限られることもあり、今回の回復はいわゆる給与体系の「フラット化」のために若年層を中心としたい。民間では、50歳くらいまでは給与額が右肩上がりであるが、その後は右肩下がりとなる。しかし、国家公務員は退職まで右肩上がりになっており、これを是正するために上位層をフラット化しようという流れになってきている。若年層を手厚くして上位層をフラット化するという動きが10年以上続いているので、給与体系は民間に近づいてきていると考えている。
- ・「人勧どおり」の項目と「本学独自」の項目とがあるが、法人化しているため、本来はすべて「本学独自」で良いはずである。しかし、根拠とする基準が必要であるため、どの国立大学法人も人事院勧告に準拠していることと理解している。その上で、学長や学部長等の判断で、功績のあった職員に対して給与を上乗せするという余地

はあるのか。

- ・勤務成績の評価により、月例給の昇給やボーナスで差を付けている。しかし、さほど大きな金額ではなく、国家公務員と同程度の範囲内で行っている。
- ・イノベーションを起こすくらいの非常に優れた者と、働きの悪い者とで、さほど給与額に差がないということは、民間ベースではおかしな話ではある。同じ大学でも、アメリカであれば、優秀な人材に高い報酬を支払うということも行われている。
- ・しかしながら、国が措置してくれる退職手当は国家公務員であったと仮定して計算した金額のみであるため、大学独自で給与額を引き上げるとその引き上げた部分の退職金は大学独自で負担しなければならなくなる。年俸制導入は、この状態をある程度緩和できるという意味もある。
- ・年俸額は、人事院勧告が考慮されるのか。
- ・基本的に、人事院勧告は影響しない。
  - ・年俸額のベースは、自己都合退職した場合と定年まで勤務した場合の、それぞれの退職金額から給与への上乗せ額を計算して算出しているが、年俸制は月給制に比べ、評価による給与額への影響が非常に大きいものとなっている。
- ・給与額に評価が影響するという制度が導入されているということは理解した。
- ・年俸制の導入も、大学の自己負担が増えるという問題も孕んでいる。
- ・優秀な者に手厚くしても、反対にそうでない者の給与額を下げるのがなかなかできないと推測するが、ここが問題である。しかし、法人化して、国立大学時代とは少しずつ変わってきているという印象を受ける。
- ・年俸制では評価により年俸額を下げることは可能であるが、非常に難しく、現実的には昇給を行わないというレベルが限界である。しかし、勤務成績がよほど悪ければ、下げることはできる。
- ・非常に難しいことであるが、色々な努力をしているということは理解できた。
- ・⑦に「特例の再雇用制度」とあるが、もともと大学に再雇用制度はあるのか。

- ・再雇用制度により雇用されるのは65歳までであるため、再雇用は60歳が定年である事務職員向けの制度であり、65歳が定年である教員にはないものである。しかし、平成30年1月1日から適用される退職手当の調整率の引き下げにより、平成29年度末に退職予定である職員は、平成29年12月中に退職したほうが、退職手当の計算上、有利となる場合がある。「特例」というのは、これに該当する職員が平成29年12月中に退職した場合に、平成30年3月31日まで再雇用するという制度であり、教員にも適用される。この制度を利用した事務職員も、平成30年4月1日以降は、通常の再雇用制度により、65歳に達する年度まで再雇用されることが可能である。

### (3) 国立大学法人新潟大学役員給与規則の一部改正について

国立大学法人新潟大学役員給与規則の一部改正について、資料3に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

※意見・質問なし。

### (4) 国立大学法人新潟大学役員退職手当規則の一部改正について

国立大学法人新潟大学役員退職手当規則の一部改正について、資料4に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

※意見・質問なし。

## 6 報告事項

### (1) 平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果について

濱口理事から、平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果について、資料5に基づき報告があった。

※意見・質問なし。

### (2) 平成29年度予算執行状況等について

小田理事から、平成29年度予算執行状況等について、資料6に基づき報告があった。

[主な意見及び質疑等 ○：学外委員の発言， ■：本学側の発言]

- ・「年間平均教員数」について、「予算見込時に比べ16人減少」とあるが、採用したくても採用できないのか、それとも補充する必要がないということなのか。
- ・予算見込時は、5人退職したら1人補充するという「教員定員配置に関する短期的取扱い」の下に教員数を計算した。しかし、見込みよりも自己都合退職者が多かったことに加えて、5人退職に対して1人補充ということが進まなかったことから、見込みとは違う動きになっている。
- ・「教員定員配置に関する短期的取扱い」というルールにより、教員は5人が退職したら1人採用可能ということとしているが、教員数の見込みは、このルールに基づき教員を最大限に採用した場合の人数であり、予算額はこれに基づき計上している。各学部等においては、いろいろなポストに空席が生じても、その5つを合わせて1人を採用するという決断がなかなかできないでおり、そのために補充が進んでないというのが実情である。しかし、来年度からは「ポイント制」に移行し、ポイントによりトータルとして部局が管理するため、もう少し合理的な運用になるものと考えている。
- ・しかし、16人というのは小さな数字ではない。教育研究現場で混乱等が生じるようなことはないのか。
- ・大きな声として上がってきてはいないが、当然のことながら、個々の現場では苦勞が生じていることは理解している。
  - ・従来、大学では、1人の教員が退職したらその教員と同じ分野の教員を補充する、ということを繰り返してきた。分野によってはそれが必要なものもあろうが、同じ分野でなく新しい分野の教員を採用する、それに伴い消えていく領域が生じる、ということは必然であり、こうしたことを繰り返していかないと研究力は伸びずに大学も発展しないと考える。そのためにポイント制を活用してもらいたいと考えている。

## 7. その他

神保委員（学長選考会議議長）より、平成29年9月14日に開催された第57回学長選考会議において、高橋姿氏を学長候補者（任期：平成30年2月1日～平成32年1月31日）に選定した旨、報告があった。